

北見市行財政改革 推進計画（前期）

[平成19年度～平成22年度]

平成20年（2008年）2月
北見市

《目次》

1	行財政改革推進計画策定の基本的な考え方	
(1)	行財政改革推進計画策定の趣旨	1
(2)	行財政改革推進計画の計画期間	1
(3)	行財政改革推進計画(前期)の位置付け	1
(4)	行財政改革推進計画(前期)の構成	1
(5)	行財政改革推進計画(前期)の進行管理	1
2	行財政改革推進計画(前期)期間中の取組方針	3
3	行財政改革推進計画(前期)期間中の取組項目	4
(1)	職員の意識改革と人材育成の推進	
	改革意識の醸成	5
	人材育成の推進	5
(2)	行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする行政体制の確立	
	行政評価に基づく組織体制	7
	効果的・効率的な組織体制	7
	電子自治体の推進	9
(3)	定員管理及び給与の適正化等	
	定員管理の適正化	10
	給与の適正化	10
	福利厚生事業	11
(4)	市民との協働によるまちづくりの推進	
	地域協働の推進	12
	市民意見の市政への反映	13
	監視機能の強化(外部監査制度・監査委員など監視機能の強化)	14
	オンブズマン機能の強化	14
(5)	民間活力の導入	
	民間委託の推進	15
	指定管理者制度の活用	16
	PFI手法の適切な活用	17
(6)	自主性・自立性の高い財政運営の確保	
	経費の節減合理化等財政の健全化	18
	事務事業の見直し	19
	補助金等の整理合理化	21
	歳入の確保	21
	公共工事	23
	公的施設の再編統合・新設抑制	24
	地方公営企業の経営健全化	26
	第三セクターの抜本的見直し	27
	地方公社の経営健全化	27

1 行財政改革推進計画策定の基本的な考え方

(1) 行財政改革推進計画策定の趣旨

行財政改革推進計画は、当市の行財政改革大綱に位置付けられた、6つの基本方針及びそれぞれの具体的取組項目に基づき、その内容を具体化していくために策定するもので、各事務事業等の改革に向けた取組内容及び目標年度を設定することにより、着実な行財政改革の推進を図ろうとするものです。

(2) 行財政改革推進計画の計画期間

行財政改革大綱の計画期間（平成19年度～平成28年度）を踏まえ、概ね3年ごとに前期（平成19年度～平成22年度）、中期（平成23年度～平成25年度）及び後期（平成26年度～平成28年度）における推進計画を策定することとします。

<行財政改革大綱及び推進計画の計画期間>

行財政改革大綱 平成19年度～平成28年度		
推進計画（前期） 平成19年度～平成22年度	推進計画（中期） 平成23年度～平成25年度	推進計画（後期） 平成26年度～平成28年度

(3) 行財政改革推進計画（前期）の位置付け

行財政改革推進計画（前期）は、北見市行財政改革大綱の推進計画の一部としての性格を有するものです。

(4) 行財政改革推進計画（前期）の構成

行財政改革計画（前期）期間中に取組を進める項目については、行財政改革大綱に位置付けられた6つの基本方針及び具体的取組項目ごとに、取組項目、取組概要、スケジュール及び所管部局（課）等について整理を行っています。

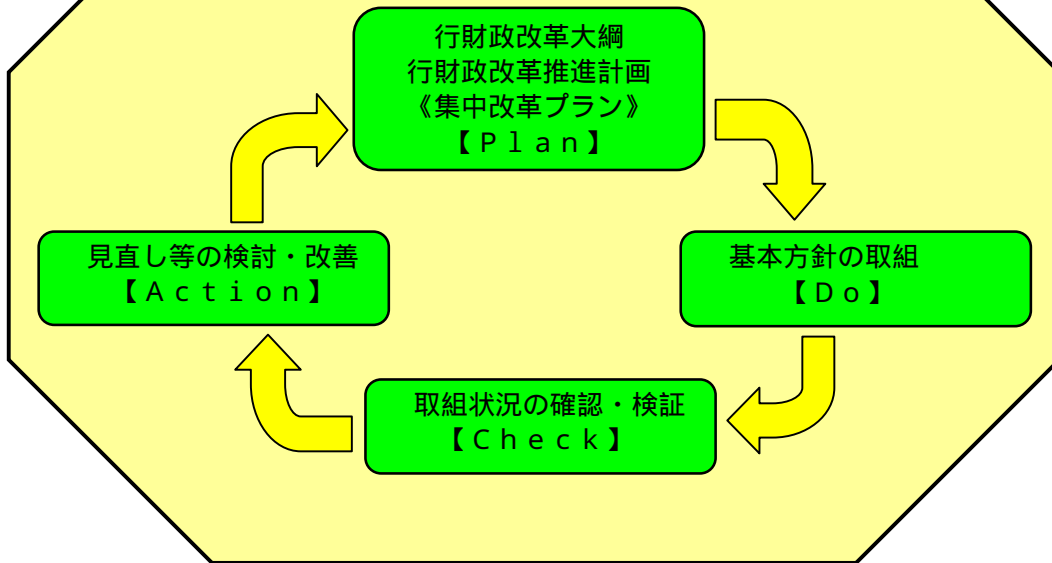
(5) 行財政改革推進計画の進行管理

行財政改革推進計画に位置付けられた各取組項目については、それぞれの所管部局（課）等により計画的な取組を進め、庁内に設置した北見市行財政改革推進本部において進行管理を行い、その進捗状況を住民への公表を行うことにより、Plan（計画）、Do（基本方針の取組）、Check（取組状況の確認・検証）、Action（検討、改善）等のマネジメントサイクルを確立し、住民と一体となった行財政改革の推進を図ります。

また、常に事務事業の見直しを行い、新たな取組項目の発掘に努めながら、主な取組状況や実績を明らかにし、計画計上項目とともに公表を行います。

行財政改革推進計画の進行管理

北見市行政評価・行財政改革推進本部



住民への公表
【ホームページ等】
住民からの意見

2 行財政改革推進計画（前期）期間中の取組方針

行財政改革推進計画（前期）は、行財政改革大綱に掲げる6つの基本方針及びそれぞれの具体的取組項目に基づき、取組項目、取組概要、スケジュール等を示すものですが、行財政改革推進計画（前期）期間中においては、特に当市の置かれている厳しい財政状況を踏まえ、次の取組方針により早期の財政健全化を目指します。

なお、合併による市民に対する行政サービスの急激な変化を回避するなど、事務事業調整に経過期間を設け合併後調整しなければならない項目については、原則、当計画との重複を避け、行財政改革の視点をもって期間内に、合併事務事業項目の調整を行うことといたします。

（1）職員の意識改革の醸成

本格的な地方分権社会を迎える中、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に適切に対応した市政運営を進めるためには、全職員が行政サービスの担い手であるということを実感し、その時々々の市民ニーズに即した事務事業の改善を行いながら、効率的、効果的な事務事業の執行に取り組むため、職員一人ひとりが自ら仕事の意義を見つめ直し、問題を発掘し、積極的に改善に取り組む意識改革を進めるとともに、自己啓発意欲を引き出すための職場環境の整備に取り組めます。

（2）市民との協働によるまちづくりの確立

社会経済情勢の変化とともに、これまで行政がサービスを提供してきた公共の領域についても、市民、NPO、各種団体、企業などを取り込み、住民自治の仕組みと公共的な施策、事業等に市民が様々な段階、方法で関わることができる仕組みを構築し、地域課題の共有化とこれを推進するための環境整備を進めます。

また、新しい自治の試みとして設置した自治区制度の更なる活用を進めるとともに、住民自治や地域内分権を推進いたします。

（3）歳入の現状を踏まえた事務事業のあり方等の見直し

住民のニーズを的確に捉えつつ、事務事業執行の効率化、外部委託の推進、定員管理の適正化等の取組を進めるとともに、公的関与の妥当性、必要性等の観点から、合併事務事業調整項目も含め、すべての事務事業について事務事業評価に基づく検証を行い、歳入の現状を踏まえた予算規模となるよう、各事務事業の在り方等について必要な見直しを行います。

また、市税や各種料金に係る徴収率の向上のほか、未利用地等の有効活用及び処分や広報紙等への広告掲載などによる新たな歳入確保に向けた取組を重点的に進めます。

3 行財政改革推進計画（前期）期間中の取組項目

行財政改革推進計画（前期）期間中における取組内容については、取組項目、取組概要、スケジュール等に関し行財政改革大綱に掲げる6つの基本方針とそれぞれの具体的取組項目ごとに整理を行い、次のとおり64項目について取組を進めるものです。

行財政改革推進計画（前期）における推進項目別取組項目集計表

基本方針（具体的取組項目）	取組項目数
（1）職員の意識改革と人材育成の推進	5
改革意識の醸成	2
人材育成の推進	3
（2）行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする行政体制の確立	9
行政評価に基づく組織体制	1
効果的・効率的な組織体制	7
電子自治体の推進	1
（3）定員管理及び給与の適正化等	5
定員管理の適正化	2
給与の適正化	2
福利厚生事業	1
（4）市民との協働によるまちづくりの推進	8
地域協働の推進	3
市民意見の市政への反映	3
監視機能の強化（外部監査制度・監査委員など監視機能の強化）	1
オンブズマン機能の強化	1
（5）民間活力の導入	7
民間委託の推進	5
指定管理者制度の活用	1
PFI手法の適切な活用	1
（6）自主性・自立性の高い財政運営の確保	30
経費の節減合理化等財政の健全化	3
事務事業の見直し	6
補助金等の整理合理化	1
歳入の確保	6
公共工事	3
公的施設の再編統合・新設抑制	6
地方公営企業の経営健全化	3
第三セクターの抜本的見直し	1
地方公社の経営健全化	1
合 計	64

(1) 職員の意識改革と人材育成の推進

改革意識醸成

職員一人ひとりが組織の目標や市民ニーズを理解・自覚し、自己啓発意欲の向上に努め、前例や固定観念に捉われない改革に積極的に挑戦する意識の醸成に向けた取り組みを進めます。

番号	1	取組項目	職員提案の推進			
事業推進部課	総務部 職員課					
現 状	事務事業の執行にあたっては、効率的・効果的な事務処理になるよう改善を加えながら進めているところであるが、職員提案に関する規程はあるものの、職員からの積極的な改善提案をするまでには至っていない状況である。					
実 施 内 容	提案制度の内容を再検討し、職員による改善提案の取り組みの周知、啓発に努め、積極的な職員提案の推進を図る。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
職員提案制度の見直し	検討	検討・実施				
職員に対する周知及び啓発		実施	実施	実施		

番号	2	取組項目	公益通報保護制度の確立			
事業推進部課	総務部 職員課					
現 状	公益通報者保護法が平成18年4月1日より施行されており、「国の関係行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)」に基づき、整備を検討中。					
実 施 内 容	通報・相談窓口、通報処理手続等の検討を行い、制度構築に取り組む。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
北見市職員の公益通報に関する要綱	検討	策定・実施	実施	実施		

人材育成の推進

新しい時代に適合する行財政改革の担い手に相応しい人事管理、職場風土、仕事の推進プロセスの改善など、総合的な人材育成に向けた取り組みを進めます。

番号	3	取組項目	人材育成の推進			
事業推進部課	総務部 職員課					
現 状	職員の資質向上に向けた職員研修等を実施し人材育成に取り組んでいる。					
実 施 内 容	平成19年度中に北見市人材育成方針を構築し、市民の視点からの職員として求められる職員像を明確にし、人材育成の推進を図る。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
北見市人材育成方針の策定・推進	策定					
北見市人材育成方針の推進		実施	実施	実施		

番号	4	取組項目	人事評価システムの構築		
事業推進部課	総務部 職員課				
現 状	北見市人材育成方針に基づく、人事評価制度の構築に向け、庁内に検討部会を設置して検討中である。				
実 施 内 容	検討部会等での作業を促進し早期にシステムを構築する。職員の一定期間における勤務成績を評価し、その結果を職員の能力開発及び活用に役立て、任用及び給与等の処遇に反映させることによって、公正な人事管理を行う。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
人事評価制度の構築		策定			
人事評価（管理職）			試行	試行	実施

番号	5	取組項目	政策立案・法務能力の向上		
事業推進部課	総務部 職員課				
現 状	地方分権の進展に伴い、地方自治体自らが政策立案により地方行政の運営を求められることから、職員研修の中にも政策立案形成能力の向上を位置付けて取り組んでいるところである。				
実 施 内 容	今後も職員研修において、政策立案形成能力の向上に取り組むこととする。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
政策立案形成能力の向上		実施	実施	実施	実施

(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする行政体制の確立

行政評価に基づく組織体制

行政運営全般にわたり行政評価により検証を行い、P D C Aサイクルに基づき職員を配置するなど、組織体制の整備に向けた取り組みを進めます。

番号	6	取組項目	行政評価等に基づく職員配置の見直し			
事業推進部課	総務部 職員課					
現 状	簡素で効率的な組織体制にするため、定員適正化計画を基本に事務事業に見合った職員配置を行っている。					
実 施 内 容	今後も、職員の能力や特性を活かした適材適所の職員配置を図るとともに、行政評価との連携を図りながら事務事業の効率化を図り、仕事量に見合った職員配置に努め総定員の抑制を図る。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
職員配置の見直し		検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	

効果的・効率的な組織体制

縦割り型組織に捉われず、事務事業を効果的に処理し得る、迅速な意思決定体制の確立を図るため、横の連携、流動的な人員配置を可能とする柔軟な組織体制を目指します。

本庁と総合支所機能の役割を明確化し、それぞれの機能を十分発揮できる組織として再編を図ります。

番号	7	取組項目	組織機構等のあり方の検討			
事業推進部課	総務部 職員課					
現 状	新たな行政課題・行政需要に対応できるよう簡素で効率的な組織体制を目指し、現在、本庁・総合支所方式による組織運営を行っている。					
実 施 内 容	行政課題への対応（少子化の進展）行政需要の多様化・複雑化への対応、限りある財源と人材の有効的活用を図り、また、本庁と総合支所機能の役割を検証しながら業務の選択と集中化を図り、簡素で効率的な組織体制づくりを進める。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
組織機構等の見直し		検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	

番号	8	取組項目	部・課内事務担当制のあり方の見直し			
事業推進部課	総務部 職員課					
現 状	課内事務担当制により、機動性、柔軟性が図られ簡素で効率的な仕組みとして組織運営を進めてきたが、平成19年4月に見直しを行い、事務分担や指揮命令系統の明確化やチェック機能の向上を図る「職員事務分担制度」とともに、限られた人材を有効活用できるよう職員の部外・部内流動可能な応援体制の仕組みを導入している。					
実施内容	新たな取り組みを推進するとともに、定期的に検証を行い、改善を図っていく。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
部・課内事務担当制のあり方の見直し		実施	検証・推進	検証・推進	検証・推進	

番号	9	取組項目	縦割り型組織に捉われないプロジェクト制度の導入			
事業推進部課	総務部 職員課					
現 状	社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化により、複数の組織が連携を図りながら対応していかなければならない行政課題が多くなっていることから、既存の組織に捉われない枠組みにより意思決定を含めた効率的で迅速な対応を可能とする制度の導入が必要である。					
実施内容	各部において、他部との横断的な連携を基に重要な行政課題の解決に向けて庁内にプロジェクト組織を編成した中で効率的に事務処理を行えるようプロジェクト制度の導入について調査研究を行う。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
プロジェクト制度の導入		調査研究	調査研究	実施	実施	

番号	10	取組項目	時差出勤・変形労働時間制度の活用			
事業推進部課	総務部 職員課					
現 状	市民などサービス利用者の利便性を考慮し、保育園や図書館のサービス向上を図るため、職員の勤務時間について弾力的な運用に努めてきたところであるが、今後も市民サービス向上に向け、職員の勤務時間について弾力的な運用を検討する必要がある。					
実施内容	職員の勤務時間について、弾力的な運用による制度導入の検討を進めており、定期的に市民サービスの向上と職員の効率的な勤務のあり方について更に検討する。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
時差出勤・変形労働時間制度の活用		検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	

番号	11	取組項目	地域連絡員制度の確立			
事業推進部課	総務部 防災対策・危機管理室					
現 状	近年、大雨・大雪・津波の自然災害や、ガス事故、断水事故などの災害に的確に対応し、住民への正確かつ迅速な情報伝達する体制を確立することは、住民の安心、安全を確保する上で必要である。					
実施内容	災害など緊急時における地域への連絡体制を確立する。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
地域連絡員制度の確立			検討・実施	実施	実施	

番号	12	取組項目	総合支所等の有効活用			
事業推進部課	総務部 総務課					
現 状	合併に伴う組織の再編により総合支所等の空きスペースの利活用について、検討する必要がある。					
実 施 内 容	総合支所等の空きスペースについては、分庁舎として借りている部局の移転などの有効利用を図る。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
総合支所等の有効活用		検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
借上げ分庁舎の見直し		実施				

番号	13	取組項目	農業委員会の統合			
事業推進部課	北見・端野・常呂・留辺蘂農業委員会事務局					
現 状	合併調整方針により、平成17年一般選挙から農業委員数を54名から42名に減じ、農業委員会等に関する法律第34条第1項を準用し四農業委員会を存続している。					
実 施 内 容	合併調整方針に基づき、ひとつの農業委員会に統合していくために設置した「連絡調整会議」で協議を進め、農業委員会の役割や機能を十分に果しうる組織運営体制のあり方について検討を進める。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
組織の統合		調査・検討	案決定	施行に向けた詳細協議・決定	施行に向けた詳細協議・決定	

電子自治体の推進

合併により行政区域が拡大し、本庁と総合支所との情報の共有化を図るため、電子自治体の構築を目指すことが必要である。ITの便益を最大限に活用した事務処理方法の見直しにより、全庁レベルでの情報の共有化、意思決定過程の簡素化と迅速化等の取り組みを進めます。

番号	14	取組項目	行政情報システムの再構築			
事業推進部課	企画財政部 IT推進室 IT推進課					
現 状	現行、基幹業務のシステムは市独自に開発したシステムで運用しており、多様化する業務に対応していくには、人材の確保、新しい技術知識の取得、職員研修など、今後の情報システムのあり方に多くの課題がある。					
実 施 内 容	各業務システムの再構築を行い、システムの運用については、保守等を含め外部委託を行う。 費用対効果の高い継続性のあるシステム構築と併せて、職員向けセキュリティ研修やIT教育研修等についても、民間の専門的知識、ノウハウなどを活用し、市民サービスの向上と行政事務の効率化など、将来に向けて電子自治体の推進を図る。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
各種業務システムの再構築		準備・実施	継続実施	継続実施		

(3) 定員管理及び給与の適正化等

定員管理の適正化

住民へのサービスの低下を極力招かないよう、適正な職員配置及び計画的な職員数の削減を進めます。

番号	15	取組項目	定員適正化の推進		
事業推進部課	総務部 職員課				
現 状	平成19年2月に策定した定員適正化計画の中で目標を設定し、事務事業等に応じた定員管理を引き続き推進している。				
実 施 内 容	平成19年2月に策定した定員適正化計画を着実に実行する。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
定員削減数(目標)		52人	23人	24人	
新たな定員適正化計画の策定				策定	実施

番号	16	取組項目	嘱託職員・臨時職員の適正配置		
事業推進部課	総務部 職員課				
現 状	事務事業の見直しを行い、真に必要な業務及び時期等に配置している。				
実 施 内 容	今後、更なる事務事業の見直しを行いながら、嘱託職員・臨時職員の配置等の適正化を図る。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
嘱託職員・臨時職員の適正配置		検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

給与の適正化

地域民間給与の適正な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映などの給与構造の見直しを速やかに実施します。

番号	17	取組項目	給与制度の適正化		
事業推進部課	総務部 職員課				
現 状	平成19年4月から国の給与構造改革に準じ給与制度の見直しを行い、職務・職責に応じた給与体系とした。				
実 施 内 容	職務・職責に応じた国家公務員や他都市の給与制度の状況を参考として、引き続き給与制度の適正化を進めていく。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
給与制度の適正化		実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

番号	18	取組項目	勤務評価を反映させた給与制度導入の検討			
事業推進部課	総務部 職員課					
現 状	平成19年度に策定した人材育成基本方針に沿った人事評価制度の構築の中で、給与制度に反映するよう進めている。					
実 施 内 容	人事評価制度の導入にあわせ、勤務評価を反映させた給与制度の導入を順次試行し、検証を行いながら本格実施に向けて検討を行う。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
勤務評価を反映させた給与制度導入		検討	試行	試行	実施	

福利厚生事業

市民に理解が得られるものとなるよう点検・見直しを逐次行い適正な事業実施に取り組みます。

番号	19	取組項目	職員福利厚生事業の見直し			
事業推進部課	総務部 職員課					
現 状	福利厚生事業の見直しについては、市からの交付金と職員の会費で行う事業の負担割合を明確にするとともに、平成22年度までに市からの交付金の削減を行っている。					
実 施 内 容	市からの交付金の負担割合を検証、見直しを行いながら、適正な事業実施に努める。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
職員福利厚生事業の見直し		実施	継続実施	継続実施	継続実施	

(4) 市民との協働によるまちづくりの推進

地域協働の推進

多様な住民ニーズ、地域の課題に細かく対応するため、自治区制度をもとに、公共的な施策、事業等に市民、NPO、各種団体、企業などが様々な段階、方法に関わることができる協働の取り組みを進めます。

番号	20	取組項目	協働推進プログラム(指針)の策定・推進			
事業推進部課	市民環境部 市民協働推進課					
現 状	北見市タウン・ネットワーク懇話会による協働のまちづくりに関する最終報告書(平成19年3月)を受け、その具体化に取り組んでいる。 様々な市民活動取材し、また、全国の先進自治体の事例を研究しながら、当市にふさわしい市民との協働を進めるプログラムを検討している。					
実 施 内 容	平成20年度から、市民との協働の新しい形として新たな住民協働組織の設立について、試行を含め順次進めることなどを内容としたプログラムを策定する。 本プログラムにおける協働の考え方に基づき、今後、各部局において協働に関連する事業を進める。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
協働推進プログラム(指針)の策定		検討	実施			
協働関連事業への反映			検討・実施	継続実施	継続実施	

番号	21	取組項目	(仮称)まちづくり条例の制定・推進			
事業推進部課	企画財政部 企画課					
現 状	新しい北見市が発足するにあたり、独自の自治区制度を設け地域特色を活かした均衡ある発展を目指すとしているが、行政の組織体制、自治区の位置づけ、まちづくりに関する住民参加のあり方などさまざまな点において確立されていない部分が多い。					
実 施 内 容	行政と地域住民などの役割や責任を明確にし、住民・議会・行政、さらには自治区間の相互協力によるまちづくりを円滑に進めるため、市政運営の基本ルールとなる条例を制定する。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
条例素案作成(市民・庁内会議連携)		実施	継続実施			
条例制定に向けて市民意見の把握		実施	実施			
条例施行			準備	実施		

番号	22	取組項目	地域担当職員制度の導入			
事業推進部課	市民環境部 市民協働推進課					
現 状	新たな住民協働組織の設立に向けた行政と住民とのパイプ役を担う制度としての運用を検討中である。					
実 施 内 容	新たな住民協働組織を立ち上げることとしているが、住民と行政との連絡調整機能を果たすため、その地域に居住する職員を住民協働組織担当として位置付けをする。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
地域担当職員制度の導入		検討	検討	実施		

市民意見の市政への反映

市民と行政が正しい情報を共有し、共通認識に立ち、政策形成過程での情報公開やパブリックコメントの実施などにより市民の意見を施策に反映する仕組みづくりに取り組みます。

番号	23	取組項目	情報公開制度の推進			
事業推進部課	総務部 文書課					
現 状	住民自治の理念に則り、市民の知る権利を具体化するため、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政への参加と監視の充実を期し、もって公正で開かれた市政の発展に寄与するため、次のことを行っている。 公文書公開請求の受付・閲覧の実施 個人情報の開示・訂正・利用停止請求の受付 不服申立ての受付、情報公開・個人情報保護審査会の開催 市政資料「刊行物」の配架・展示					
実 施 内 容	今後も引き続き情報公開制度の周知及び啓発を進める。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
情報公開制度の周知及び啓発	実施	継続実施	継続実施	継続実施		

番号	24	取組項目	住民情報サービスの推進			
事業推進部課	市民環境部 市民の声をきく課					
現 状	市民への情報サービスは主に新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミによるものや、広報紙、ホームページにより行っている。					
実 施 内 容	今後も広報紙の紙面の充実を図るとともに、市のホームページの更なる活用やコミュニティFM放送の活用などを検討し、市政情報の速やかな発信に取り組んでいく。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
コミュニティFM放送の活用	研究・検討	実施				

番号	25	取組項目	市政への意見の反映			
事業推進部課	市民環境部 市民の声をきく課					
現 状	市政に対する要望や意見・提言などを広く把握するため、陳情・要望、市長への手紙、市民の声、市長へのポスト、市ミントボックス、ふれあい市長室、広報広聴モニター会議、施設見学会、その他相談業務などの広聴手段を実施し、市政に反映すべく業務を行っている。 市民から寄せられた要望等を迅速に関係部署に伝達し対応している。					
実 施 内 容	社会情勢の変化に伴う多様化する市民ニーズを的確に把握し、より一層の市民参画のまちづくりを推進するため、住民アンケートやパブリックコメントの導入について検討を進める。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
パブリックコメントの導入		検討	検討	実施		

監視機能の強化（外部監査制度・監査委員など監視機能の強化）

監査機能の強化のため、外部監査制度などの導入に向けた取り組みを進めます。

番号	26	取組項目	外部監査制度の導入			
事業推進部課	総務部 総務課					
現 状	これまでの監査委員による監査機能のほかに、監査機能の独立性・専門性の強化を図るため、監査委員の機能に併せ、外部の専門家による監査を実施可能とする制度であり、外部からの目線で地方公共団体の事務のチェックを行い、監査の一層の充実を図ることを目的として導入の検討をする。					
実 施 内 容	他都市の導入状況などを参考としながら、その効果などの研究・検討を行う。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
外部監査制度の導入		検討	検討	検討		

オンブズマン機能の強化

市政の監視機能として、市政に対する苦情を公正かつ中立的な立場から客観的に検証可能なオンブズマン制度が十分機能するよう効率的な運用に向けた取り組みを進めます。

番号	27	取組項目	オンブズマン機能の強化			
事業推進部課	市民環境部 市民の声をきく課					
現 状	急速に進展し且つ複雑化する社会情勢のため、市民要望も多様化するとともに、行政サービスも多岐にわたり高度化・複雑化が進んでいる。そのため、行政と市民等との間に誤解や摩擦が生じることがあり、これらの問題について、第三者の立場で調査を実施し、必要があると認めたときは、市に対し意見を述べたり勧告を行うオンブズマン制度を導入している。					
実 施 内 容	透明性が高く市民の権利・利益を擁護するオンブズマン制度のもつ役割、意義を市民により理解しやすいように周知・啓発を行っていくことによりその機能をさらに発揮することに繋げる。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
オンブズマン制度の周知	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

(5) 民間活力の導入

民間委託の推進

「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、専門的な知識・技術を活用できる業務などについて事務事業内容を検証し、積極的に民間委託を進めます。

番号	28	取組項目	スクールバス・福祉バス運行業務の民間委託			
事業推進部課	総務部 車両課					
現 状	各自治区のスクールバス・福祉バスの運行業務は市直営、民間委託それぞれ異なっている。					
実 施 内 容	市直営で運行しているスクールバス・福祉バスについては民間委託により効率的な運行ができないか検討し、可能なものから実施する。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
スクールバス等の民間委託		検討	検討	実施	継続実施	

番号	29	取組項目	病院事業の民営化			
事業推進部課	常呂総合支所 主幹					
現 状	自治体病院を取り囲む経営環境は、医師等の医療従事者の安定確保、医療制度改革や診療報酬改定など、厳しい状況のもとにおかれていることから、常呂病院については、平成19年度中に公的医療機関である北海道厚生農業協同組合連合会に経営移譲し地域医療の安定を図る必要がある。					
実 施 内 容	常呂病院については、平成19年11月末日をもって廃止し、公的医療機関である北海道厚生連へ、その医療機能の引き継ぎを行った。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
病院事業の民営化		実施				

番号	30	取組項目	保育園の民営化			
事業推進部課	保健福祉部 保育課					
現 状	平成16年12月24日に北見市社会福祉審議会からいただいた答申に基づき、光西保育園と南保育園の民営化を進めており、光西保育園については、平成18年度社会福祉法人を公募の上決定し、次世代育成支援施設整備費交付金の申請を行い、平成19年10月に光西保育園新園舎の建設に着工し、平成20年2月完成の予定である。平成19年度引き継ぎ保育を実施しながら社会福祉法人に保育園舎を建設していただき、平成20年4月から移管予定となっている。					
実 施 内 容	光西保育園については、平成20年4月からは社会福祉法人北見福祉会に保育園を運営移管する。 南保育園は光西保育園の移管後の検証を行い、今後の民営化実施にあたっての参考とし、実施に向け保護者と話し合いを進める。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
保育移管			実施	検討	実施予定	

番号	31	取組項目	養護老人ホーム静楽園・ふれあいセンターの民営化			
事業推進部課	保健福祉部 静楽園					
現 状	現在、直営で運営管理しており、市内の養護老人ホームは民間で経営していることから、当施設についても、民間活力の導入により効率的な運営ができないか検討する必要がある。					
実 施 内 容	受け入れ可能な民間団体などの模索と、民営化が可能かどうか検討し、実施に向けて協議を進める。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
養護老人ホーム静楽園の民営化	検討	検討	検討	実施予定		
ふれあいセンターの民営化	検討	検討	検討	実施予定		

番号	32	取組項目	公設地方卸売市場の民営化			
事業推進部課	農林水産商工部 公設地方卸売市場					
現 状	施設については市が設置し、民間業者に対する施設使用料により運営管理を行っている。					
実 施 内 容	行政及び卸売会社経営の双方に効果が見込まれることから民営化する。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
公設市場民営化の取り組み	実施準備	実施				

指定管理者制度の活用

公の施設については、指定管理者制度による運営管理を進めているが、未導入の施設についてサービスの向上などメリットの大きい施設については導入に向けた取り組みを進めます。

番号	33	取組項目	指定管理者制度導入の促進			
事業推進部課	総務部 総務課					
現 状	公の施設の管理については、平成16年度より議会の議決を経て指定管理者に行わせることができることとなったことにより、順次この制度の導入を進めている。 指定管理者制度導入施設数 129施設（平成19年4月1日現在）					
実 施 内 容	これまでに指定管理者制度を導入していない施設の把握に努め、制度導入により効率的な運営管理が図れないか検討し、可能な施設については導入を進める。					
スケジュール	19年度	20年度	21年度	22年度		
指定管理者制度の導入	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施		

P F I手法の適切な活用

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等に、民間資金、経営能力及び技術的能力を幅広く活用するシステムの構築に向け検討を進めます。

番号	34	取組項目	P F I手法等の調査、研究			
事業推進部課		企画財政部 企画課				
現 状	市内の公共施設では、留辺蘂自治区の一般廃棄物最終処分場が旧町時代にP F I手法により建設されている。					
実 施 内 容	今後、公共施設を整備していくにあたって、P F Iを含めた様々な手法の調査研究を行い、当地域の状況に合ったものを検討していく。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
P F I手法など整備手法の調査研究			調査・研究	調査・研究	調査・研究	

(6) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

経費の節減合理化等財政の健全化

将来にわたって安定した行財政運営を進めるため、自らの財政状況を分析し、中長期的な財政収支見通しに立った、抜本的な歳出削減や歳入確保策などにより、「歳入に見合った」財政構造への転換を進める。

番号	35	取組項目	計画的な財政運営の推進			
事業推進部課	企画財政部 財政課					
現 状	中期財政計画を策定し、現行ベースによる財政収支見通し(5年間)の推計と、今後の課題・対処方策等を明らかにすることにより、予算編成等の指針としている。					
実 施 内 容	中期財政計画の進行管理を行い、一時的・臨時的な財政負担や国における地方財政計画の動向などを考慮して、必要に応じて時点修正を行い、一般財源に見合う歳出規模を堅持し、計画的な財政運営を推進する。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
中期財政計画の策定		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

番号	36	取組項目	財政状況の公表			
事業推進部課	企画財政部 財政課					
現 状	地方自治法第243条の3の規定により、毎年2回歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高等を公表している。 また、ホームページ上で、下記等について公表している。 ・財政状況一覧(一般会計・特別会計・企業会計・一部事務組合・第三セクターの収支状況等) ・財政比較分析表(普通会計に係る類似団体との比較分析表) ・バランスシート(普通会計を対象とした貸借対照表) ・各種財政指標等					
実 施 内 容	国が示している、地方公共団体の「公会計の整備推進について」を踏まえ、これまでの財政状況の公表に発生主義である複式簿記の考え方を導入して、よりわかりやすい財務諸表の作成に向け調査、検討を進め公表を行う。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
財政状況一覧の作成・公表		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
各種財務諸表作成(新地方公会計制度)		検討	検討	実施		

番号	37	取組項目	予算編成の見直し		
事業推進部課	企画財政部 財政課				
現 状	収支均衡を図った予算編成及び決算がなされているが、今後とも厳しい財政状況が見込まれることから、事業実施の採択にあたっては、実施計画・予算編成・行政評価の一連の流れの中で、事業予算のあり方の検討する必要がある。				
実 施 内 容	実施計画や行政評価と連動し、必要性や優先度などを考慮した予算編成手法を確立するとともに、公債費負担の適正化を図るため、普通交付税措置のない起債及び措置される割合の低い単独事業債等の発行額を抑制する。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
起債発行額総量		約70億円	約60億円	約60億円	約60億円
予算編成の見直し			検討・実施	検討・実施	検討・実施

事務事業の見直し

P D C A サイクルに基づく行政評価を進めるとともに、合併のメリットを最大限に活かし、有効性、効率性を再検証し、事業の見直しを行います。

番号	38	取組項目	行政評価の推進		
事業推進部課	企画財政部 行政評価・行財政改革主幹				
現 状	旧北見市の行政評価システムの手法を用いて、政策的予算については事前評価を、また、経常的経費については中間・事後評価を職員が行い、その結果を公表するとともに、中間・事後評価については「北見市行政評価委員会」を設置し、市民目線でのご意見をいただいている。				
実 施 内 容	行政評価は、事務事業を見直す一つの機会であることから、効率的・効果的な行政サービスを提供するための手がかかりとし、改善、見直しについては行財政改革の一環として進めていく。また、現在、事務事業ごとの評価を行っているが、施策ごとの評価として体系的な評価を行う手法について研究、検討を進める。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
中間・事後評価、事前評価の取り組み		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
事務事業見直し項目の掘り起こし		検討・実施	継続実施	継続実施	継続実施
施策評価の取り組み		検討	検討	実施	継続実施

番号	39	取組項目	車両の適正配置		
事業推進部課	総務部 車両課				
現 状	各総合支所において、公用車両の保有台数及び管理方法に差異がある。				
実 施 内 容	公用車両の利用方法、必要台数を把握検証し車両の適正配置を図る。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
車両の適正配置		検討	検討	実施	検討・実施

番号	40	取組項目	そ族昆虫駆除等委託の見直し			
事業推進部課	市民環境部 環境課					
現 状	これまでスズメ蜂等からの刺傷事故やカラスの威嚇などを未然に防止し、「市民生活の安全確保を図る」という観点から、長年、市が対応している経過がある。					
実 施 内 容	市民の間には「蜂の巣駆除等は行政がすべきもの」という意識が定着しているが、本来は所有者等の管理責任であることや、先進他都市の実施状況なども調査研究し、市が対応すべき範囲を明確にしたうえで見直しを検討する。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
そ族昆虫駆除等委託の見直し		検討	検討	準備	実施	

番号	41	取組項目	北見地区衛生施設組合の解散			
事業推進部課	北見地区衛生施設組合					
現 状	スクラムミックス事業で建設を進めていた北見地区スクラムミックスセンターが、平成19年4月に供用を開始したことにより端野処理場は、し尿の搬入を停止し、施設内の残渣処分を行い平成19年10月31日に施設を閉鎖した。					
実 施 内 容	組合については、平成20年度解散に向け、スクラムミックス事業の受け皿となる「協議会」の設置について、関係機関と協議を進める。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
組合解散の取り組み		実施準備	実施			

番号	42	取組項目	街路樹等の適正な樹木の配置			
事業推進部課	都市建設部 公園緑地課					
現 状	北見市の街路樹は、旧北見市で策定した北見市街路樹配置計画を基本に整備しているが、時代の流れとともに樹種に対する評価も変化している。また、樹木が成長し大型化し、更には市街地の拡大により街路樹の総本数が増加している。そのことに伴い、「交通信号や交通標識の支障である」、「街路灯が隠れ危険である」などの指摘があり、管理に係る経費も増大している。					
実 施 内 容	近年の温暖化により温室効果ガスの排出量の削減が叫ばれ、街路樹に対する注目も高くなっている。しかし、現状のままでは防犯や交通安全などの観点から問題が多いので、剪定などの対応のほか抜本的な対応として、北見市街路樹配置計画（植栽基準等）の見直しを検討していく。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
街路樹配置計画の見直し		検討	検討	実施	継続実施	

番号	43	取組項目	市全体のイベント（祭り）の再編			
事業推進部課	農林水産商工部 観光・コンベンション課					
現 状	それぞれの地域における歴史や伝統、郷土愛を尊重し合併後もそのまま存続している。 イベント内容では市民が自ら楽しむ「市民まつり」、観光客を誘致できる「観光イベント」が存在している。					
実 施 内 容	「市民まつり」、「観光イベント」を区分し、それぞれの存廃も含め効果的なイベントの実施方法について、検討を進める。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
イベント再編についての取り組み		検討	協議	実施	実施	

補助金等の整理合理化

現行補助制度の検証を行い、社会情勢や住民ニーズの変化に適応した補助事業の必要性、経費負担のあり方について検討し、適正な執行に向けた見直しを進めます。

番号	44	取組項目	補助金・負担金の見直し		
事業推進部課		企画財政部	行政評価・行財政改革主幹		
現 状		<p>合併に伴い、補助金等については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、市全体の公共的必要性、有効性、公平性の観点をもとに同一、同種の補助金等について統一の方向で整理を行っている。</p> <p>また、平成19年1月に策定された「北見市財政健全化計画」に基づき、平成19年度から21年度までについて見直しを行っている。</p>			
実施内容		<p>負担金・補助金の見直しについては、性質ごとに区分し、必要性や補助率の検証を行い、現在の社会経済情勢の下で、負担・補助等がその目的から適切かどうか負担・補助等がその目的に対し効果が認められるかどうか行政と市民の役割分担の観点から、負担・補助等すべき事業・活動として適切かどうか負担・補助等の対象経費について、効率性が図られているかどうかの4つの基本視点を踏まえながら見直しを行う。</p>			
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
財政健全化計画に基づく見直し		実施	実施	実施	
負担金・補助金の総合的な見直し			検討	実施	継続実施

歳入の確保

市税や税外収入については、課税等客体の適正な把握に努めるとともに、収納率向上を図ることにより負担の公平性を確保いたします。また、利用見込みのない資産の売却や、受益者負担の原則により、使用料、手数料の見直しに取り組みます。

番号	45	取組項目	市税収納率の向上		
事業推進部課		総務部	納税課		
現 状		<p>厳しい経済及び社会情勢並びに合併等により、本市の税及び料金等の収納率は、伸び悩み、現状を維持するのが精一杯の状況にあるが、今後は、税源移譲等の影響もあり、なお一層厳しくなることが予想される。</p>			
実施内容		<p>収納率の向上を図るためには、職員の資質向上は勿論、職員配置を始め、徴収組織及び徴収システム等の抜本的な改善が必要であることから、</p> <p>税及び料金等の総合徴収体制（徴収窓口の一元化）を維持・強化するため、賦課部門と徴収部門の連携を密にし、効率かつ効果的な収納事務を遂行する。</p> <p>郵便局での納付を可能にすると共に、コンビニエンスストアでの納付やクレジットカードによる決済等についても調査研究を進めるなど納付環境の整備に取り組む。</p> <p>滞納額の圧縮・収納率向上に向け、財産の搜索や動産の差押えなどに関する職員のスキルアップや口座振替の促進を図ると共に、インターネット公売を導入すべく調査研究を進める。</p>			
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
納付環境の整備（収納方法の拡大）		検討・準備	検討・実施	検討・実施	検討・実施
インターネット公売の導入		調査・検討	施行		

番号	46	取組項目	広告事業の推進			
事業推進部課	総務部 総務課					
現 状	行政財産などの本来の用途又は目的が阻害されない範囲で広告事業を推進し、新たな歳入の確保が図られないかを検討する必要がある。					
実 施 内 容	広報紙、ホームページへの広告掲載を実施するとともに、そのほかにも広告を掲載できないか検討を行い、可能な場合には実施に向けて取り組む。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
公共施設の広告活用		検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
広報紙、ホームページの広告掲載		実施	継続実施	継続実施	継続実施	

番号	47	取組項目	利用計画のない市有財産の処分・貸付			
事業推進部課	総務部 総務課					
現 状	利用計画のない市有財産については、売却・貸付を進めている。					
実 施 内 容	未利用地の売却・貸付を引き続き実施する。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
未利用公有地の売却・貸付		検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	

番号	48	取組項目	使用料・手数料の見直し			
事業推進部課	企画財政部 財政課					
現 状	使用料については、合併後3年を目途に調整することとし、現行、各自治区で差異がある。 手数料については合併時に統一をしている。					
実 施 内 容	使用料については、全て有料を基本とし、規模、利用形態が同様な使用料については、合併前の北見市の算定基準をもとに地域の実情を配慮したなかで段階的に調整を進める。また、使用料、手数料については、受益者負担を原則とし、住民間の負担の公平性を確保するため、定期的に見直しを行う。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
使用料・手数料の見直し		準備	実施			

番号	49	取組項目	資源ごみの有料化			
事業推進部課	市民環境部 廃棄物対策課					
現 状	ごみ処理手数料は合併時に同一単価に統一しているが、資源ごみについては分別収集を行っているものの無料としている。旧北見市の「北見市廃棄物減量等推進審議会」から、「資源ごみ・有害ごみについてはごみ減量化・費用負担の公平性・適正処理に要する費用の確保の目的から言えば対象とすべきだが、分別率の向上及びリサイクルの推進を図るため対象外とし、将来的には費用負担を検討することも必要である。」との答申を受けた経過もあることから、現在検討を進めている。					
実 施 内 容	答申にある資源ごみ有料化について、他市の実施状況及び有料化の効果等を調査し、検討を進める。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
資源ごみ有料化に向けた取り組み		検討	検討	検討	検討	

番号	50	取組項目	資源ごみ売払い方法の見直し		
事業推進部課	市民環境部 クリーンライフセンター				
現 状	留辺蘂自治区では、平成16年度より資源物の売払いを入札で実施している。 端野自治区では、資源物の収集《紙類・びん・缶類》・中間処理を委託している委託業者と随意契約。 常呂自治区では、資源物回収業者が1社であり、その業者と随意契約。 北見自治区では、資源物の収集・中間処理業務委託をしている事業協同組合と随意契約。				
実施内容	資源物の売払い方法について、北見自治区は平成20年度から入札による方法に改めるなど、随意契約を順次、見直しを進めていく。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
資源物売払い方法の見直し		検討	一部実施	実施予定	

公共工事

公共工事の実施にあたり、委託料を含めた直接的な事業コストの縮減を図るとともに、施設の耐久性の向上や省資源、省エネルギー化などの将来のコストを想定した総合的な縮減に向けた取り組みを進めます。また、入札手続の透明性や公平性の確保する観点から、入札、契約制度の改善に取り組めます。

番号	51	取組項目	入札、契約制度の改善		
事業推進部課	総務部 総務課				
現 状	当市の入札・契約制度については、合併時に旧北見市の基準に統一し、運用しており、本庁総務部総務課のほか、各総合支所総務課において、入札・契約事務を実施している。				
実施内容	昨年来より全国各地で談合事件等による不祥事が相次ぎ、又、合併後、一定期間が経過し、さらなる公正・透明・競争性の確保の観点から、入札・契約制度について、第三者機関である北見市公正入札調査委員会を設置し、検証・検討を行い、実施可能な改善項目から継続的に見直しを進める。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
入札・契約制度の見直し		一部実施	継続実施	継続実施	継続実施
一般競争入札の導入（地域限定型）		検討	試行	試行	試行

番号	52	取組項目	各種業務委託料の見直し		
事業推進部課	総務部 総務課				
現 状	合併により、委託料の積算の取り扱いに相違があり、旧北見市において業務ごとの整理を行っていることを基本に見直しをすることとした。				
実施内容	業務委託料の見直しについては、旧北見市の取り扱いを基本として見直しを行った。今後においても、検証・検討を行い、必要に応じ是正措置を行う。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度
委託料の見直し		実施	継続実施	継続実施	継続実施

番号	53	取組項目	公共事業コスト縮減の推進			
事業推進部課	都市建設部 総務課					
現 状	平成13年度に、旧北見市で策定した「北見市における公共工事コスト縮減の取り組み」(行動指針)に基づき、コスト縮減を図っている。					
実 施 内 容	今後、社会経済情勢等の変動に的確に対応し、効率的な執行を図るためには、行動指針の見直しを行い、コスト縮減に努める。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
「公共工事コスト縮減の取り組み」の見直し			検討	実施		

公的施設の再編統合・新設抑制

合併に伴い多くの公の施設を有することとなり、類似する施設については統廃合に向けた取り組みを進めます。

番号	54	取組項目	公共施設の再編統合の検討			
事業推進部課	総務部 総務課					
現 状	合併により類似する施設や老朽化が進んでいる施設の再編統合を検討する必要がある。					
実 施 内 容	既存施設の洗い出しを行い、市民ニーズや利用の低い施設、社会情勢の変化により存在意義が薄れている施設について、地域や市民の利便性を配慮しながら、適正な整備・配置を進める。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
公共施設の再編統合		検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	

番号	55	取組項目	市立幼稚園の廃止			
事業推進部課	学校教育部 総務課					
現 状	園児の減少により平成19年度から休園中					
実 施 内 容	地域懇談会を開催し、平成20年度廃止の理解を得られた。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
市立幼稚園の見直し		休 園	廃 止			

番号	56	取組項目	小中学校配置の見直し			
事業推進部課	学校教育部 総務課					
現 状	合併により小学校28校、中学校16校の計44校となっている。					
実 施 内 容	小中学校配置の見直しについては、児童生徒の増減に伴い地域の同意を得て行ってきたが、今後は小中学校整備計画を策定する中で、通学区域の見直し再編を検討し、地域の意見を聴きながら総合的に判断していく。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
小中学校整備計画			計画策定			
小中学校配置の見直し		検討	検討	検討	検討	

番号	57	取組項目	北見仁頃高等学校の廃止			
事業推進部課	学校教育部 総務課					
現 状	北見仁頃高等学校の生徒数は、1年生5名、2年生7名、3年生6名の計18名の在籍者数となっている。					
実 施 内 容	北見仁頃高等学校は、これまで小規模校の利点を生かし教職員が一体となって生徒とともに特色ある学校づくりに取り組んできたが、中学校卒業生数の減少により今後とも入学者の増が見込めないことから、平成21年度の入学者から募集停止とし、平成23年3月31日をもって廃校とする。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
生徒募集			停止			
廃校					実施	

番号	58	取組項目	へき地保育所の配置の見直し			
事業推進部課	保健福祉部 保育課					
現 状	平成19年3月に策定した北見市保育計画に沿って、統廃合と指定管理者制度の活用に向けた検討をしている。					
実 施 内 容	北見市社会福祉審議会に審議していただき検討となっている保育所は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・川東みどり保育園（北見自治区） ・豊田保育園（北見自治区） ・大和保育園（留辺蘂自治区） 					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
へき地保育所の統廃合等		検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	

番号	59	取組項目	埋立処分場・資源物の中間処理の一元化			
事業推進部課	市民環境部 クリーンライフセンター					
現 状	端野自治区及び常呂自治区では、廃プラスチックについては、圧縮梱包し留辺蘂自治区へ移送し、指定法人へ引き渡している。ペットボトルは圧縮梱包し、北見自治区へ移送して指定法人へ引き渡している。					
実 施 内 容	北見自治区で行う廃プラスチック中間処理施設での中間処理に、一元化する方向で検討する。ペットボトルについても北見自治区での中間処理を検討する。最終処分場については、合併調整方針に基づき埋立てができる限り使用する。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
廃プラスチック等中間処理の一元化		検討	検討	実施		
最終処分場の利用計画		検討	検討	検討	検討	

地方公営企業の経営健全化

公営企業は独立採算が原則であり、外部委託など民間的経営手法を取り入れながら経費の節減に努めるとともに、かかる経費については受益者負担の原則により、原価計算を行い適正な料金・使用料の見直しに取り組みます。

番号	60	取組項目	下水道事業会計負担金・補助金の見直し			
事業推進部課	企業局 総務課					
現 状	負担金については、国の基準に基づき、雨水処理に要する費用等を繰入れている。補助金については、現行使用料の対象経費に算入されていない企業債利息の一定割合を経営安定補助金として繰入れているほか、特定環境保全公共下水道地区、及び旧農業集落排水地区における事業の採算性を確保するため使用料収入の不足分を特環及び農集事業補助金として繰入している。					
実施内容	経営安定補助金については、平成19年度において補助率の見直しを実施しているが、今後における当該補助金のあり方について、使用料の適正化と併せ検討を進める。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
下水道事業会計負担金・補助金の見直し		実施	実施	実施	実施	

番号	61	取組項目	簡易水道・下水道事業特別会計の企業会計への移行			
事業推進部課	企業局 総務課					
現 状	簡易水道事業については、端野自治区で2事業、常呂自治区で1事業、留辺蘂自治区で3事業を一つの特別会計で処理を行っている。 下水道事業については、北見自治区を除き、一つの特別会計で処理を行っている。					
実施内容	簡易水道事業については、国の制度改正により、上水道事業に統合することが求められており、統合計画を策定し、企業会計への移行の準備を進める。 下水道事業については、合併調整方針により、平成20年度から企業会計へ統合することとしている。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
簡易水道事業の企業会計への移行		検討	検討	計画策定	準備	
下水道事業の企業会計への移行		準備	実施			

番号	62	取組項目	水道料金・下水道使用料の見直し			
事業推進部課	企業局 総務課					
現 状	水道料金・下水道使用料については、合併前の料金体系で行っているため、不均一の状況であるが、合併調整方針において、料金再編を行うこととなっていることから、「上下水道審議会」に料金再編を諮問しているところである。					
実施内容	水道料金・下水道使用料の見直しにあたっては、公営事業として独立採算が原則であることから、適正な料金水準への見直しが必要である。					
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
水道料金・下水道使用料の再編、見直し		検討	検討実施	継続実施	継続実施	

第三セクターの抜本的見直し

第三セクターの役割を検証し、公共性の薄れた第三セクターについては、完全民営化に向けた検討を進めます。

番号	63	取組項目	市出資の法人の見直し			
事業推進部課		総務部	総務課			
現 状		第三セクターについては、会社形態、出資状況、設立背景など様々な課題があるため、合併後において、個々に検討し再編することとしている。				
実 施 内 容		市施設の指定管理などの業務以外行っていない法人は解散するほか、その法人に株式を譲渡する等完全民営化を図る。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
市出資法人の解散・譲渡の推進		検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	

地方公社の経営健全化

土地開発公社が公共用地として先行取得し、事業実施の見通しが立たない用地については早期に処分に向けた取り組みを進めるよう働きかけます。

番号	64	取組項目	北見市土地開発公社の未利用地処分の推進			
事業推進部課		総務部	総務課			
現 状		事業実施の見通しが立たずに保有している用地の早期処分が必要である。				
実 施 内 容		土地開発公社が公共用地として先行取得し、事業実施の見通しが立たずに保有している用地については、早期処分に向けた取り組みを進めるよう働きかける。				
スケジュール		19年度	20年度	21年度	22年度	
利活用見込みのない用地処分の推進		検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	